

平成30年7月豪雨

被災者支援に関する各種制度

平成30年7月豪雨により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

被災者支援に関する制度についてお知らせします。その他の支援情報については、「広報ちくしの」8月1日号、ホームページに掲載しています。

市災害援護資金

住居、家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、資金の貸し付けを行います。

※所得制限があります。

【損害の程度が家財の3分の1以上】

- 貸付限度額 150万円
- 償還期間 10年
- 利率 年3%

【損害の程度が住宅の半壊】

- 貸付限度額 170万円
- 償還期間 10年
- 利率 年3%
- 問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当

市災害援護資金の貸付要件に該当しない場合、生活福祉資金貸付制度(災害援護資金、緊急小口資金)を利用できる場合があります。

生活福祉資金貸付制度

【災害援護資金】※所得制限があります。

- 貸付限度額 150万円
- 償還期間 7年以内(据置期間6カ月以内)
- 利率 年1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

【緊急小口資金】

- 貸付限度額 10万円(無利子)
 - 償還期間 1年以内(据置期間2カ月以内)
- ※被災の状況により、特例貸付(貸付限度額20万円、据置期間1年以内、償還期間2年以内)に該当する場合があります。

- 問い合わせ先 筑紫野市社会福祉協議会 ☎(920)8008

電気料金などの特別措置

電気料金の支払期日の延長などが受けられます。

- 問い合わせ先 九州電力 福岡南営業所 ☎0120(986)207

- それぞれ要件などがあります。詳細は問い合わせください。



- 派遣期間 7月25日(水)～8月2日(木)の9日間
- 派遣職員 1人
- 業務内容 避難所運営や窓口業務などの支援

宇和島市に職員を派遣しました

平成30年7月豪雨で甚大な被害が発生した愛媛県宇和島市に職員を派遣し、福岡県の職員と県内の市町村職員の合同チームで被災者支援に関する業務などの支援を行いました。7月23日(月)に行われた出発式では、派遣職員が「被災者の心の支えとなれるように、全身全霊をささげ任務を遂行します」と決意を述べました。

筑紫野市では、今後も被災地への支援を継続して行っていきます。